

第2次のち支える鹿屋市自殺対策計画の概要

1 趣旨

市民が地域で安心して暮らすことができる「誰も自殺に追い込まれることのない鹿屋市」を目指し、関係各課・関係機関と連携して「生きることの包括的な支援」を推進する。

2 根拠法令等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱

3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

4 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「6つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成する。

基本施策

- 1 自殺対策を支える人材の育成（気づき・見守りができる人材の育成）★
- 2 市民への啓発と周知 ★
- 3 ネットワークの強化
- 4 児童・生徒への支援の充実
- 5 自殺未遂者等への支援の充実
- 6 自死遺族等への支援の充実

重点施策

- 1 高齢者への対策
- 2 生活の支援が必要な方への対策（生活困窮者）
- 3 働く世代への対策（20～50歳代、勤務・経営）★

★印は、第2次計画における新規施策

鹿屋市における自殺の現状について

1 自殺者数及び自殺死亡率の推移

※本資料における「令和 7 年」の表記は、令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までのデータを指します。

- 本市の令和 7 年の自殺者数は 24 人となり、年々増加傾向にある。
- 国は令和 7 年の自殺者数について、19,188 人と過去最少で、初めて 2 万人台を下回ったとしている。

〈図表 1 自殺者数の推移〉

区分		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年		令和 7 年※		5 か年 平均 (人)
		人数 (人)	対前年 比(%)	人数 (人)	対前年 比(%)	人数 (人)	対前年 比(%)	人数 (人)	対前年 比(%)	人数 (人)	対前年 比(%)	
国	総数	21,007	△0.4	21,881	4.2	21,837	△0.2	20,320	△6.9	19,188	△5.6	20,847
	うち男	13,939	△0.8	14,746	5.8	14,862	0.8	13,801	△7.1	13,176	△4.5	14,105
	うち女	7,068	0.6	7,135	0.9	6,975	△2.2	6,519	△6.5	6,012	△7.8	6,742
県	総数	271	△8.1	318	17.3	270	△15.1	256	△5.1	234	△8.6	270
	うち男	175	△19.7	226	29.1	203	△10.2	173	△14.7	174	0.6	190
	うち女	96	24.7	92	△4.2	67	△27.2	83	23.9	60	△27.7	80
肝属圏域	総数	26	8.3	35	34.6	26	△25.7	31	19.2	31	0.0	30
	うち男	17	6.3	22	29.4	17	△22.8	21	23.5	24	14.3	20
	うち女	9	12.5	13	44.4	9	△30.8	10	11.1	7	△30.0	10
鹿屋市	総数	12	△25.0	31	158.3	18	△41.9	22	22.2	24	9.1	21
	うち男	7	△36.4	19	171.4	12	△36.8	16	33.3	18	12.5	14
	うち女	5	0.0	12	140.0	6	△50.0	6	0.0	6	0.0	7

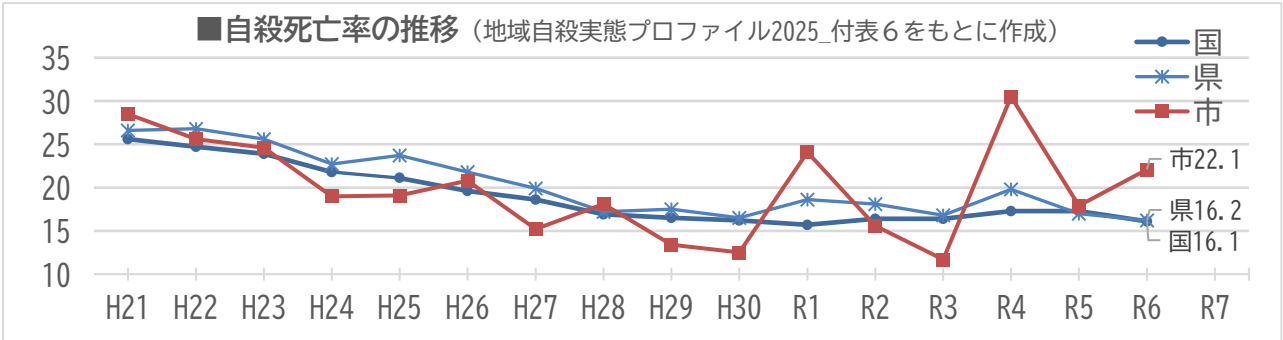
※令和7年の自殺者数

- ・「国」は厚生労働省自殺対策推進室、警察庁、生活安全局生活安全企画課が作成した「令和7年中における自殺の状況」から引用(確定値)
- ・「県」「肝属圏域(鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町)」「市」は、警察庁のデータより厚生労働省が作成した「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」を参照(確定値)

※令和2年～令和6年の自殺者数

- ・「国」は厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課が作成した「令和7年中における自殺の状況」から引用(確定値)
- ・「県」「肝属圏域」「市」は「地域自殺実態プロファイル 2025 付表4自殺者の推移(自殺統計 自殺日・住居地)」から引用

〈図表 2 自殺死亡率の推移〉



2 本市と国との比較(令和7年まとめ)

項 目		国	鹿 屋 市
自 殺 者 数* ¹		・ 19,188 人 ・ 対前年より 5.6%減少	・ 24 人 ・ 対前年より 9.1%<u>増加</u>
自殺死亡率 (人口 10 万対)		・ 16.70	・ 19.53
自殺者に占める項目別割合	男 女 別* ¹	・ 男性女性共に減少 ・ 男性は女性の約 2.2 倍 (男性 13,176 人、女性 6,012 人)	・ <u>男性は増加、女性は横ばい</u> ・ 男性は女性の 3 倍 (男 18 人、女 6 人)
	年齢階級別* ¹	・ <u>19 歳以下は増加</u> ※小中高生において、増加傾向にあり令和 7 年は過去最多であった。(令和 7 年小中高生の自殺者数：確定値 538 人 前年比+9 人) ・ <u>50 歳代が最も高く</u>、40 歳代、60 歳代と続く	・ <u>男性は 20 歳代、30 歳代、50 歳代、80 歳代で増加</u> ・ <u>女性は 20 歳代、50 歳代、70 歳代で増加</u>
	職 業 別* ¹	・ 無職者が 9,833 人で、前年と比べ 967 人減少 ・ 有職者が 7,875 人で、217 人減少	・ 無職者が 7 人 (主に年金・雇用保険等生活者) ・ 有職者が 4 人
	自 殺 の 原因・動機* ¹	・ 健康問題、 <u>経済・生活問題</u> 、家庭問題の順で多い	・ 健康問題、 <u>勤務問題</u> の順で多い
	同居の有無* ²	・ 同居人有が 11,906 人 ・ 独居が 7,174 人 ・ 不詳が 108 人	・ 同居人有が 14 人 ・ 独居が 10 人
推 奨 さ れ る 重点パッケージ* ³		高齢者 生活困窮者 勤務・経営	高齢者 生活困窮者 勤務・経営

※国

* 1 : 厚生労働省自殺対策推進室警察庁生活安全局生活安全企画課が作成した「令和 7 年中における自殺の状況」参照

* 2 : 警察庁のデータより厚生労働省が作成した「地域における自殺の基礎資料（令和 7 年発見日 性別・年齢階級×同居人の有無他）」参照

* 3 : JSCP が作成した「地域自殺実態プロファイル 2025」参照

- ・ 「推奨される重点パッケージ」は上記の「4 本市の主な自殺者の特徴」の上位 3 区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。

※市：警察庁のデータより厚生労働省が作成した「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」参照

令和 7 年度「第 2 次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」の 取組状況について

1 はじめに（取組事業評価の調査概要）

- 「第 2 次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」に基づき、令和 7 年度に各課で実施された自殺対策関連事業の取組状況について調査を実施した。
本資料は、その結果を取りまとめ、計画の進捗評価と次年度に向けた課題・対策を整理したものである。
- ・ 調査対象：自殺対策を推進する市役所内 17 課及び鹿屋保健所が実施する全 138 事業
- ・ 調査方法：各担当課への評価調書シートによる調査（令和 8 年 3 月実施）

2 事業評価のまとめ

- 令和 7 年度の自殺対策関連事業は、全 138 事業のうち約 8 割にあたる 110 事業が計画通り推進できた（A 評価）。（表 1）

（表 1）令和 7 年度 自殺対策の事業評価結果

（実）

評価区分	R 6		R 7	
	件数	割合	件数	割合
A 推進できた（8 割以上）	110	79.2%	110	79.7%
B 概ね推進できた（4 割～7 割）	22	15.8%	25	18.1%
C あまり推進できなかった（3 割以下）	7	5.0%	3	2.2%
計	139	100.0%	138	100.0%

※計の事業件数の減少は、高齢福祉課の事業が統合されたため（福祉共通券事業）



3 事業取組のまとめ

- 計画に基づき、取組をまとめた。

基本施策 1 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要である。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、対象者を広げ必要な研修の機会を確保する。

取 組	●自殺対策推進研修・ゲートキーパー（※1）養成講座を実施 ○庁 内【総務課・健康増進課ほか全課】 ・会計年度任用職員 ・令和7年度新規採用職員 ○庁 外 - 地域の支援者【関係：高齢福祉課・福祉政策課・健康増進課】 ・在宅福祉アドバイザー ・民生委員（吾平地区） ・健康づくり推進員（新任者） - 保健医療専門職【関係：鹿屋保健所・薬剤師会】 ・薬剤師・登録販売者 - その他 【関係：学校教育課】 ・吾平中学校保護者
-----	---

【取組成果の目標値】

目標項目	現状値 (R5年度)	R7年度	目標値 (R11年度)	方法
市職員の自殺対策推進研修の受講率	80.2%	68.2%	100%	年1回受講
地域の支援者等のゲートキーパー養成研修の参加率 ①健康づくり推進員 ②民生委員 ③在宅福祉アドバイザー	75%	①100% ②90% ③71.1%	80%	年1回開催
市民向けゲートキーパー養成研修の開催回数	—	年1回	年1回	年1回開催



基本施策2 市民への啓発と周知

「自殺に追い込まれるという危機」に陥った人の心情や背景は理解されにくく、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行う。

取 組	●出前講座、高齢者学級、講演会等を活用 ・【市民課、生涯学習課、地域活力推進課、健康増進課】 様々な福祉サービス・相談窓口等を周知できた。 ●Instagram を活用 ・【市民課】人権について、相談窓口やイベントの啓発活動を行った。 ●ラジオ番組、行政放送を活用 ・【商工振興課】消費者トラブルに関する情報が全世代に伝わるように、情報発信、年齢層ごとの出前講座を実施し、相談につながる事例があった。 ●特設ブースを設置 ・【生涯学習課・健康増進課】自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に市役所で特設ブースを設置した。市内各所へポスターの掲示を行った。 ●こころの健康づくり講演会の実施【健康増進課】
-----	---

【取組成果の目標値】

目 標 項 目	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度まで)	方 法
こころの相談窓口等の認知度	76.9%	80%	啓発活動の充実及びアンケートの実施
ゲートキーパーの認知度	17.1%	30%	啓発活動の充実及びアンケートの実施

#逃げ活

～鹿屋市役所～

開催場所

鹿屋市立図書館、鹿屋市保健相談センター入口



開催日

2025年9月9日(火)から
9月30日(火)

感想

- ・図書館に掲示したところ、多くの逃げたい気持ちや体験談の書き込みがあり、反響があった。
- ・テーマとは異なる色の付箋への書き込みが見受けられた。参加者用フライヤーを近くに展示していたが、分かりづらかったかもしれない。



#逃げ活 ～こころの逃げ場、ここにあるよ～ 開催事例集 に掲載 (R7.10.23)
https://jscp.or.jp/activities/proposal/detail/nigekatsu_kaisaijirei241031.html

基本施策3 ネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などのさまざまな要因が関係しているため、自殺対策に係る相談支援機関等と連携を図り、ネットワークの強化に努める。

取 組	● ネットワーク強化のための各種会合の実施 ○関係機関の代表が集まる会議（ネットワーク・体制整備等） 【こども家庭課】 ・ 要保護児童連絡協議会（※2） 要保護児童に係る代表者会議・実務者会議において連携協力体制の強化 【高齢福祉課】 ・ 高齢者虐待防止ネットワーク協議会（※3） 高齢者の権利擁護に向けた連携協力体制の強化 【福祉政策課】 ・ 重層的支援体制整備事業（※4） 重層的支援コーディネーター中心の連携支援、事業の周知 ・ 肝属地区障害者自立支援協議会 関係機関・障害者団体との情報共有、地域課題解決に向けた取組 【生涯学習課】 ・ 青少年問題協議会（実務者連絡会含む）（※5） 青少年の相談・問題事案の具体共有、各機関の取組に反映 長期休業時の留意点を「生活のしおり」に整理 【健康増進課】 ・ 鹿屋市いのち支える自殺対策推進委員会・幹事会 自殺の現状・課題、自殺対策計画の進捗の共有・報告 ・ 健康づくり推進協議会（鹿屋市いのち支えるネットワーク） 自殺対策を含む健康づくり推進のためのネットワーク強化 【鹿屋保健所】 ・ 肝属地区自殺対策ネットワーク会議 自殺の現状・取組の共有、ネットワークのさらなる強化 ○個別ケース（困難事例等）を扱う会議 【こども家庭課】 ・ 要保護児童連絡協議会／家庭児童相談室（こども家庭課） 関係機関と連携してケース対応（相談件数増） 【福祉政策課】 ・ 重層的支援体制整備事業 【鹿屋保健所】 ・ 鹿屋市精神保健福祉関係者連絡会 精神障害者の困難事例について情報共有、支援方針の確認
-----	--

目標項目	現状値 (R5年度)	R7年度	目標値 (R11年度)	方法
鹿屋市いのち支えるネットワーク （鹿屋市健康づくり推進協議会）の 開催数	年1回	年1回	年1回以上	継続実施

基本施策4 児童・生徒への支援の充実

本市における過去5年間(令和3年～令和7年)の20歳未満の自殺者数は6名となっている。

自殺総合対策大綱において、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することとしており、本市においても取組を充実させていく。

取組

●いのちの大切さとSOSにつながる教育の実施

【健康増進課】「いのちの授業」

- ・全市立小中高等学校36校中、令和6・7年で29校実施したが、7校が未実施となった。

【健康増進課】「エイズ予防事業」

- ・市内37校の小中高生や教職員に、外部講師による性の多様性や性(生)教育を実施した。

【学校教育課】

- ・「SOSの出し方に関する教育」市内全小中学校35校に、スクールカウンセラーが「SOSの出し方教育・受け止め方教育」を実施した。

【学校教育課】

- ・「心の架け橋プロジェクト事業」子どもサミット(R7開催)で相談員やスクールソーシャルワーカーについて市民へ周知した。

●児童・生徒への支援の充実

- 【学校教育課】道徳教育の充実と「自殺予防週間の取組」不登校傾向にある児童生徒へ自尊感情を高める声かけや教育支援センター等を紹介し、安心できる居場所づくりに努めた。

目標項目	現状値 (R1～5 年度)	R6～7年 度	目標値 (R6～11年度)	方法
いのちの授業の実施校数 (小中高等学校)	28校 (累計)	29校 (累計)	36校(累計) (全市立小中高等学校)	全学校を対象 として実施

子どものSOSの受け止め方講演会
 子どものSOSに気づいて受けとめられる
 そんな大人になりたいあなたへ

日時 7月12日(土)10:00-11:00
 受付 9:30～

「子どもの困りごとを受けとめるために」

場 所 リナシティかのや 3階ホール
 (鹿屋市大字町1-1)

参加費 無 料

対 象 子育て世代
 子育てに関心がある人

講師 高橋 聡美氏
 一般社団法人 高橋聡美研究室 代表

申込み締切 7月10日(木)

「助けて」と言えない「助けを求めない」子どもがいます。
 悩みやストレスを感じた時、助けを求めよう。
 誰かに相談したいと思う中、高橋先生の講演は必ず見てください。

申込み・問合せ先
 鹿屋市保健相談センター(北田町1番6号)
 Tel. 0994-41-2110

子どものSOSの受け止め方講演会 感想から

とにかく「まるっと受けとめる」ことですね。

これは、相手(子ども)を信頼していないと出来ないことだと思います。

つい言ってしまいたくなるのは「私の思うとおりの行動をしていない」からだとあらためて感じました。(「ほら、だからそうなるのよ」という気持ちでしょうか)

「まるっとうけとめる」形からはいることを意識して行動しているうちに、相手を信じるのが後からついてくるような気がします。

信頼されると嬉しいですね。

それだけで、自己肯定感も高い人になっていくような気がします。

基本施策 5 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者は、再度の自殺企図のおそれがあり、自殺のリスクが高いとされていることから、関係機関等と連携し、自殺未遂者への支援を行う。

取 組	●精神保健に関する相談への対応 【鹿屋保健所、健康増進課】 ・関係者と連携しながら、支援対象者や家族に対して電話相談及び訪問支援を行った。
-----	--

基本施策 6 自死遺族等への支援の充実

遺された方々やその方達を支える周囲の方々へ、必要な情報が届くように周知に努める。

取 組	●「自死遺族等のわかち合いの会」の周知 【健康増進課】 ・連絡先を、相談窓口一覧表などに掲載し、市民に周知することができた。
-----	---

重点施策 1 高齢者への対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけを行う。

取 組	●包括的な支援と見守りの強化 【高齢福祉課】 ・地域の通いの場で高齢者の声を聴取し、地域資源の少ない地域は生活支援コーディネーター間で情報共有して資源開発につなげ、生活しやすい環境を検討している。 【高齢福祉課】 ・訪問給食の配食や生活支援コーディネーター、有償ボランティア等を通じて見守りと健康情報提供を行い、必要時は関係機関へつないでいる。 ●介護問題を抱える家族への支援・支援者同士の交流会の開催 【高齢福祉課】 ・ほっと会、オレンジのまど、認知症カフェ、認知症初期集中支援チーム等で認知症高齢者・介護者を支援。窓口周知の浸透で警察・事業者等から包括支援センターへ相談が入り、職員のスキル向上もあり適切に対応できている。 ●高齢者の生活不安に対する支援 【市民課、収納管理課、税務課、生活環境課、福祉政策課、高齢福祉課、建築住宅課】 ・納税、生活困窮、生活環境（騒音悪臭等）、各種福祉サービスや介護給付等の相談や申請受付を行い、必要に応じて関係機関へつなぎ生活不安の軽減を図った。 ●社会参加の強化と孤独・孤立予防 【高齢福祉課、生涯学習課、健康増進課】 ・高齢者クラブ・サロン、介護予防教室、出前講座等で活動を支援し、相談窓口の周知も行っている。
-----	--

重点施策2 生活の支援が必要な方への対策（生活困窮者）

虐待、DV、依存症、性的マイノリティー、身体・知的・発達障害、精神疾患、多重債務、労働、介護等、生活に支援が必要な人や生活の困窮状態にある人が、社会的に孤立することのないよう、対策を進める。

取組	●各種相談支援を行う関係機関の連携 【市民課・収納管理課・税務課・健康保険課・福祉政策課・商工振興課・建築住宅課・業務課・子育て支援課・こども家庭課】 ・生活総合相談、納税相談、減免申請の案内、離職、生活困窮、障がい、多重債務、市営住宅の家賃滞納、水道料金滞納者、ひとり親、虐待、DV被害者等の相談に寄り添い、必要な支援につなげた。 【安全安心課】 ・避難所開設時における体調不良等がある市民対応の判断を仰ぐため、事前に市保健師と連絡相談体制を整えた。 ●相談支援の質の向上 【福祉政策課】 ・基幹相談支援センターと連携し、障害福祉サービス等の相談支援事業所の質の向上に取り組んだ。 ●各種サービスの無償化・減免 【子育て支援課・こども家庭課】 ・病児保育・産後ケア・ファミリーサポート事業の利用者負担無償化
----	--

重点施策3 働く世代（20～50歳代）への対策（勤務・経営）

市では、「男性」「40歳代」の自殺者数が多く、その原因・動機は、「健康問題」に次いで「勤務問題」が多くなっている。また、市民意識調査の結果、男性よりも女性の方が心に何らかの負担を抱えており、「本気で自殺を考えたことがある」人も女性の方が多くなっている。そこで、働く世代と女性向けの自殺対策を推進していく。

取組	●健康問題・健康づくりへの支援の取組 【健康保険課】重複・頻回受診者、特定健康診査未受診者 ・家庭訪問等を通じて健康不安・悩みを傾聴し、助言を行った。 【健康保険課/健康増進課】特定健康診査・がん検診の実施 ・健（検）診で健康状態の把握、生活習慣病予防、早期発見につなげた。 【健康保険課/健康増進課】特定保健指導保健指導等・個別相談会・糖尿病性腎症重症化予防事業 ・健康課題・生活習慣改善の知識提供と継続支援を実施。 ●職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント対策の取組 【総務課】職員健康管理事業 ・職員のストレスチェックの実施 【健康増進課】健康相談、こころの相談 ・定期的な相談日が継続フォローの場となった。 【健康増進課】働く世代がんゼロ推進事業 ・健康づくり推進事業所・職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント対策の推進 ・ハラスメント対策講話、こころの健康づくり出前講座を実施。 ●女性への支援
----	--

【子育て支援課】子育てアプリ事業

- ・「かのや育(はぐ)memo」支援情報を配信し、育児不安の軽減に寄与。

【子育て支援課】ファミリー・サポート・センター事業

- ・利用者ニーズに応じてサポート会員を調整し、相互援助活動につなげた。

【子育て支援課】病児保育事業・放課後児童健全育成事業・保育の実施

- ・保護者の相談に応じ、関係機関の紹介、気になる親子の連絡・相談を実施。

【こども家庭課】女性支援事業

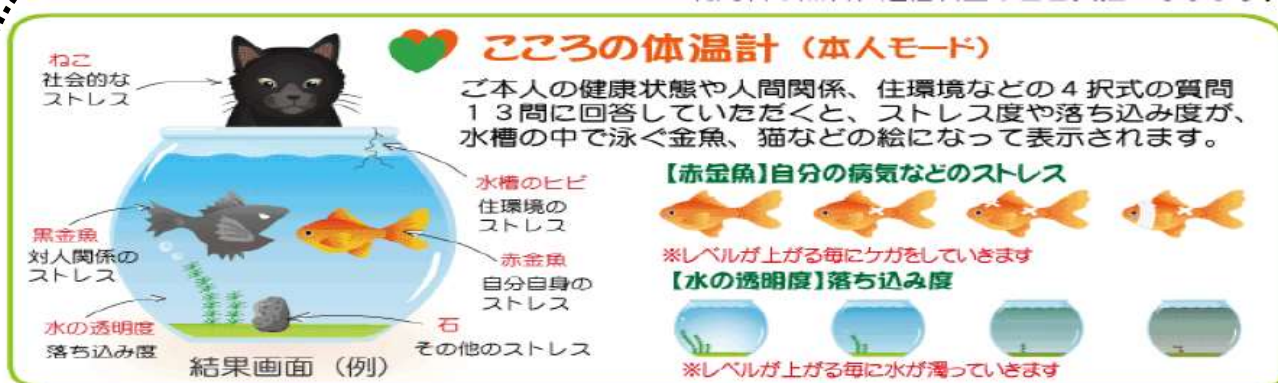
- ・相談内容に応じ、関係機関連絡、法律相談・カウンセリングの案内、同行相談等を実施。

【健康増進課】女性のための健康教室

- ・産後・若年向け教室が交流・相談の場となり、心身の健康づくりに寄与。

【健康増進課】母子相談事業・子どもの発達相談

- ・育児不安のある家庭へ母子相談や専門職相談を実施した。



《利用方法》

▼パソコン等からの利用は、市ホームページからアクセス

【鹿屋市 HP トップページ>健康・福祉>健康・医療>健康>こころといのちの支援>こころの体温計】

鹿屋市 こころの体温計

検索

URL : <https://www.city.kanoya.lg.jp/zoushin/jisatu/taionkei.html>

▼携帯・スマホ・タブレットからの利用は、右記の QR コードリーダーからアクセス



4 令和7年度「第2次いのち支える鹿屋市自殺対策計画」の取組状況からの課題と対策

課題1 普及啓発・人材育成(ゲートキーパー養成等)

課題（現状・不足）	対策（方向性・取組案）
・自殺対策に特化した講演会等の開催が限定的であり、啓発が断続的になりやすい ・こころの相談日について、相談窓口の周知不足のため新規相談が少ない ・気づき・見守りができる人材（ゲートキーパー）の育成 ・世代により情報媒体が異なり、周知が届きにくい ・性別役割分担意識が依然根強く、啓発事業への男性参加が少ない ・職場のメンタルヘルス／ハラスメント、ジェンダー平等の取組が十分浸透していない	・自殺対策をテーマにした講演会が難しい場面でも、各講座・学級・出前講座等で相談窓口等を可能な範囲で案内（テーマを問わず啓発） ・広報・チラシ等でこころの相談日／相談窓口の周知強化 ・ゲートキーパーの対象を広げ、養成研修を計画的に実施 ・内容に応じて情報媒体を使い分け、世代別・性別に届く発信を実施 ・事業所等へメンタルヘルス／ハラスメント対策、ジェンダー平等の働きかけを継続

課題2 連携体制の強化

課題（現状・不足）	対策（方向性・取組案）
・関係機関へ適切につなぐ導線・連絡体制が不十分で支援につながりにくい ・消費者、虐待、重層支援など分野別ネットワークが点在し、横断的共有が弱い ・地域資源（活動・居場所等）が見えにくく活用されにくい	・自殺の背景にある相談窓口がそれぞれにある（こころ、消費者相談、生活困窮、こども、高齢者など）。市民総合相談室が活用している「市民相談業務担当者名簿」等を参考に、庁内の連携体制を強化し、スムーズな紹介・引継ぎができる体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業を軸に、相談支援の横断連携を強化 ・地域資源・地域活動の見える化を進め、参加・活用を促す（団体間交流・共有スペース活用等）

課題3 児童・生徒への支援

課題（現状・不足）	対策（方向性・取組案）
・全国的に子どもの自殺が増加しており、地域でもリスク要因（不登校、ヤングケアラー、いじめ、虐待、体罰、SNS 問題等）への対応が必要（不登校の児童生徒のいる家庭への周知） ・学校・家庭・地域と関係機関の連携をさらに深める必要 ・「いのちの授業」「消費者被害の未然防止」「人権・デートDV 防止研修会」出前講座の未実施校が残る	・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員等が連携し、関係構築と相談先周知を実施 ・教育支援センター・教育相談室等の窓口をデータ配信＋紙配布で広く周知 ・学校・家庭・地域・関係機関の連携強化（情報共有と早期介入） ・未実施校へ継続周知・実施促進、学校保健委員会等にも案内

5 用語説明

※1 ゲートキーパー（命の門番）

自殺対策における「気づき・声かけ・傾聴・つなぎ・見守り」の役割を担う重要な存在
悩みを抱え孤立する人を専門的な支援に結びつけ、地域や社会全体で支える体制の担い手となる。

※2 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けている子ども等（要保護児童）の適切な保護を図るための組織

関係機関が情報を共有し、支援内容を協議することで、子どもの安全確保と健全育成を目指す。

※3 高齢者虐待防止ネットワーク協議会

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止や早期発見、迅速な対応を図るための連携組織

市町村や地域包括支援センター等が中心となり、関係機関との情報共有や支援方針の協議を行う。

※4 重層的支援体制整備事業

「病気と貧困」など、分野や世代を問わず、複雑で複合的な課題を抱える住民を、関係機関が一体となって支援する体制を整備する事業。相談者を「たらい回し」にせず、地域全体で支える地域共生社会の実現を目指す。

※5 青少年問題協議会

青少年問題協議会法に基づき、青少年の健全育成、非行防止、有害環境からの保護等について総合的な施策を推進する組織。関係行政機関等の連絡調整を図り、地域全体で青少年問題に取り組む。